

資料編

1. 地域保健及び地域福祉の施策について.....	69
(1) 諮問書.....	69
(2) 答申書.....	71
2. 箕面市保健医療福祉総合審議会.....	73
(1) 条例・施行規則.....	73
(2) 開催状況.....	76
(3) 委員名簿.....	77
3. 箕面市地域福祉計画策定チーム会議.....	78
(1) 要綱.....	78
(2) 開催状況.....	80

1. 地域保健及び地域福祉の施策について

(1) 諮問書

写

箕 健 政 第 9 9 号
令和2年（2020年）8月4日

箕面市保健医療福祉総合審議会
会長 明石 隆行 様

箕面市長 倉 田 哲 郎

地域保健及び地域福祉の施策について（諮問）

本市では、貴会の慎重な調査審議の結果を踏まえて、市政運営の3本柱の一つである「安心・支えあい最優先」に基づく各施策を「地域福祉計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「障害福祉計画」といった各種計画に位置づけて、その着実な推進を図って参りました。

この間、全国的には人口の減少、急速な少子高齢化、就労形態の多様化、共働き世帯やひとり親家庭の増加など、国民生活を取りまく環境は大きく変化し、現行制度のままでは国民一人ひとりの生活を支えることが困難になっている一方で、子育てと介護に同時に直面する世帯や、障害のある子と要介護の親が同居する世帯への支援など、福祉ニーズの多様化や課題が複合化・複雑化しています。

そのような中、新たな課題への対応として、生活困窮者自立支援や成年後見制度の利用の促進、再犯防止の推進等について法制化がなされ、平成29年2月に厚生労働省は、「地域共生社会の実現にむけて（当面の改革工程）」を公表し、平成29年度の介護保険制度の見直し、平成30年度の介護・障害福祉の報酬改定など、2020年代初頭の全面展開を目指した改革のスケジュールを示し、平成30年4月、令和2年6月に社会福祉法の一部が改正されました。

本市においては、今後も、国の施策の動向を見極めつつ、市の現状を踏まえた新しい時代に即した地域保健及び地域福祉の施策を形づくっていく必要があります。

つきましては、本市の地域福祉政策の現状分析・評価及び再編整備にあたり、箕面市保健医療福祉総合審議会条例（平成8年箕面市条例第9号）第2条の規定に基づき、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 第2期地域福祉計画に関すること

(2) 答申書

写

令和4年(2022年)3月11日

箕面市長 上 島 一 彦 様

箕面市保健医療福祉総合審議会
会 長 明 石 隆 行

地域保健及び地域福祉の施策について（答申）

標記のことについて、令和2年（2020年）8月4日付け箕健政第99号をもって箕面市長から諮問のありました「地域保健及び地域福祉の施策について」のうち、「第2期地域福祉計画に関すること」に関し、本審議会において慎重に調査・審議いたしました結果、別添のとおりとりまとめましたので、下記の意見を附して答申いたします。

記

1. 包括的支援による地域共生社会の実現

個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさや生活課題が複合・複雑化していることを踏まえ、一人ひとりが尊重され、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化が求められています。

住民が抱える生活課題に対して、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」の二つのアプローチを支援の両輪として取り組む必要があります。

また、支援を行っていくうえで、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「断らない相談支援」、本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら社会とのつながりをつくる「参加支援」、地域における様々な人々の交流と活躍の機会を生み出す「地域づくりに向けた支援」について、一体的・重層的に取り組むことが重要になります。

「我が事・丸ごと」の地域共生社会のさらなる実現に向け、地域のすべての住民が地域のすべての関係者によって支えられるような、支え合いの地域づくりを推進することが必要です。

2. ICT活用の必要性

ICT（情報通信ネットワーク）の有益性は、コロナ禍において改めて認識されたところです。

福祉分野においてもICTは、業務の効率化、コミュニケーション手段や情報伝達媒体として有用であるため、更なる活用を進めてください。

3. 計画の進捗管理

本計画の着実な推進に努めながら、（仮称）地域福祉推進会議において地域福祉計画と地域福祉活動計画の整合性を意識した点検・評価を行い、箕面市保健医療福祉総合審議会へ報告してください。また、施策の検討・調整にあたっては、必要に応じて住民意向の把握や各関係機関からの意見集約に努めてください。

2. 箕面市保健医療福祉総合審議会

(1) 条例・施行規則

○箕面市保健医療福祉総合審議会条例（平成8年箕面市条例第9号）

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項の規定に基づき、箕面市保健医療福祉総合審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、地域保健、地域医療及び地域福祉(以下「地域保健等」という。)について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申するほか、地域保健等に関して講ぜられる施策の推進について、市長に意見を申し出ることができる。

(委員の定数)

第三条 審議会の委員の定数は、十九人とする。

(委員)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- 一 学識経験者
- 二 医療関係者
- 三 市民
- 四 市内関係団体の代表者
- 五 関係行政機関の職員及び市の職員

2 前項第五号に該当するものとして任命された委員が同号に掲げる職を失った場合においては、委員の職を失う。

(任期)

第五条 委員の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第六条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、第四条第一項各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議に参加し、当該調査審議が終了するまでの間在任する。

(会長及び副会長)

第七条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(部会の設置)

第八条 審議会に特別の事項を調査審議させるため、必要に応じて部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第九条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第十条 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)の定めるところによる。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (省略)

○箕面市保健医療福祉総合審議会条例施行規則（平成八年規則第七号）

（趣旨）

第一条 この規則は、箕面市保健医療福祉総合審議会条例(平成八年箕面市条例第九号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第二条 箕面市保健医療福祉総合審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議の内容が附属機関の会議の非公開の基準等を定める規則(平成九年箕面市規則第二十五号)第二条に定める基準に該当する場合は、会議を公開しない。

（部会の設置）

第三条 審議会に次に掲げる部会を置く。

- 一 保健福祉計画部会
- 二 健康増進部会
- 三 障害者長期計画部会
- 四 地域福祉計画部会

（部会長等）

第四条 部会の委員は、審議会の意見を聴いて会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を総括し、部会において調査審議した事項を会長に報告しなければならない。

（委任）

第五条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（省略）

(2) 開催状況

開催日時		審議案件	出席者数
令和 2年度 第1回	令和2年8月4日 午後2時から	1 諮問について 2 障害福祉計画・障害児福祉計画について 3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について	13名
第2回	令和2年10月20日 午後2時から	1 地域福祉計画について 2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について	11名
第3回	令和2年11月27日 午後2時から	1 地域福祉計画について 2 障害福祉計画・障害児福祉計画について 3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について	9名
第4回	令和3年2月12日 午後2時30分から	1 地域福祉計画について 2 障害福祉計画・障害児福祉計画について 3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について 4 答申について	14名
令和 3年度 第1回	令和3年7月30日 午後2時から	1 地域福祉計画について 2 障害福祉計画・障害児福祉計画について 3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について	13名
第2回	令和3年11月10日 午後2時から	1 地域福祉計画について 2 障害福祉計画・障害児福祉計画について 3 自殺対策推進計画について	10名
第3回	令和4年2月18日 午後2時から	1 地域福祉計画について 2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について 3 自殺対策推進計画について	11名

(3) 委員名簿

任期：令和2年2月14日から令和5年2月13日まで

選出区分	氏名	所属等
学識経験者	明石 隆行	種智院大学人文学部 教授
	内藤 義彦	武庫川女子大学食物栄養科学部 教授
	松端 克文	武庫川女子大学文学部 教授
	斉藤 弥生	大阪大学大学院人間科学研究科 教授
医療関係者	中 祐次	箕面市医師会
	石井 正治	
	徳岡 修	箕面市歯科医師会
	林 良紀	箕面市薬剤師会
市民	西野 喜佐子	市民
	村松 貴美	市民
市内関係団体の代表者	石田 良美	箕面市社会福祉協議会
	山口 慎太郎 (令和3年11月30日まで)	箕面市民生委員児童委員協議会
	太田 克己 (令和4年2月18日から)	
	奥田 一夫	箕面市老人クラブ連合会
	岡本 直美 (令和3年8月1日まで)	箕面市障害者市民施策推進協議会
	安東 由紀子 (令和3年11月10日から)	
	安達 弘	箕面市社会福祉法人連絡会
関係行政機関等	高林 弘の	大阪府池田保健所
	岡 義雄	箕面市立病院

3. 箕面市地域福祉計画策定チーム会議

(1) 要綱

○箕面市地域福祉計画策定チーム設置要綱（令和3年8月20日訓達第25号）

（設置）

第1条 第2期箕面市地域福祉計画（以下「第2期計画」という。）の策定に関し必要な事項を調査し、及び検討するため、箕面市地域福祉計画策定チーム（以下「策定チーム」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 策定チームの所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 第2期計画の策定に関する調査、研究及び検討に関すること。
- (2) 箕面市保健医療福祉総合審議会条例（平成8年箕面市条例第9号）の規定により設置された箕面市保健医療福祉総合審議会に対する報告に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第2期計画の策定に関し必要な事項

（組織）

第3条 策定チームの構成員（以下「策定チーム員」という。）は、別表に定めるとおりとする。

- 2 策定チームにリーダーを置き、健康福祉部健康福祉政策室長をもって充てる。
- 3 策定チームにサブリーダーを置き、策定チーム員からリーダーが指名する者をもって充てる。
- 4 リーダーは、策定チームを代表し、会務を総理する。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

（チーム会議）

第4条 策定チームの会議（以下「チーム会議」という。）は、必要に応じてリーダーが招集する。

- 2 チーム会議は、リーダーが必要と認めるときは、次の各号に掲げる者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

- (1) 学識経験者
- (2) 箕面市社会福祉協議会の関係者
- (3) 福祉関係団体の関係者
- (4) 地域住民
- (5) 市の職員

（ワーキンググループの設置）

第5条 策定チームに、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループの所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 第2期計画策定に係る課題の解決に関すること。
- (2) 箕面市社会福祉協議会のテーマ別検討会議に関すること。
- (3) 策定チームから指示された事項の検討に関すること。
- (4) 地域住民、福祉関係団体の関係者等との意見交換に関すること。

(ワーキンググループの組織)

第6条 ワーキンググループの構成員（以下「グループメンバー」という。）は、別表に定める課及び室（健康福祉部に置く課及び室に限る。）から選任された職員とする。

2 ワーキンググループにグループリーダーを置き、グループメンバーから策定チームのリーダーが指名する者をもって充てる。

3 グループリーダーは、ワーキンググループを総括し、ワーキンググループにおいて検討した事項を策定チームに報告する。

4 グループリーダーは、必要に応じてワーキンググループ会議を招集する。

(庶務)

第7条 策定チーム及びワーキンググループの庶務は、健康福祉部健康福祉政策室において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定チーム及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、策定チームのリーダーが定める。

附 則 (省略)

別表（第3条及び第6条関係）

部局名	役職
健康福祉部	健康福祉政策室長
	生活援護室長
	障害福祉室長
	高齢福祉室長
	地域保健室長
	地域包括ケア室長
	広域福祉課長
教育委員会事務局 子ども未来創造局	教育政策室長
	児童生徒指導室長
	青少年育成室長
	学校教育室長
	子育て支援室長
	保育幼稚園総務室長
	子どもすこやか室長
	児童相談支援センター長
人権文化部	人権施策室長

（2）開催状況

	開催日時	審議案件	出席者数
第1回	令和3年10月25日 午前10時から	第2期箕面市地域福祉計画（素案）について	14名
第2回	令和4年2月8日 午後2時から	第2期箕面市地域福祉計画（素案）について	16名

第2期箕面市地域福祉計画

発行年月日：令和4年（2022年）3月

編集・発行

箕面市 健康福祉部 健康福祉政策室

〒562-0014

大阪府箕面市萱野 5-8-1

電話：072-727-9500（代表）

ファクス：072-727-3539

印刷物番号

3 - 1 6